

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前			
別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額
1	地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付	固定資産証明手数料	（略）
2	地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳及び地図（公	固定資産課税台帳等閲覧手数料	（略）

改正後				説明
別表（第2条関係）				
番号	事務	名称	金額	
1	地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（ <u>同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u> ）の交付（ <u>同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものを含む。</u> ）	固定資産証明手数料（略）		字句の追加 字句の追加
2	地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項	固定資産課税台帳等閲覧手数料（略）		字句の追加

	図) の閲覧	
3	地方税法第20条の10に規定する納税証明書又は租税若しくは公課に関する証明書の交付	租税、公課証明手数料 (略)
4 から78まで (略)		
79	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料 (略)
79 の 2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興	特別仮設興行場等建築許可申請手数料 (略)

	<p><u>ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>及び地図(公図)の閲覧(同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)</p>		字句の追加
3	<p>地方税法第20条の10に規定する納税証明書又は租税若しくは公課に関する証明書の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</p>	租税、公課証明手数料 (略)	字句の追加
4 から78まで (略)			
79	<p>建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</p>	仮設興行場等建築許可申請手数料 (略)	字句の改正
79 の 2	<p>建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興</p>	特別仮設興行場等建築許可申請手数料 (略)	字句の改正

	行場等の建築の許可の申請に対する審査		
80から89まで (略)			
89の2	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 (略)	
89の3	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 (略)	
90	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び91の項において同じ。)の場合

	行場等の建築の許可の申請に対する審査			
80から89まで (略)				
89の2	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 (略)		字句の改正
89の3	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 (略)		字句の改正
90	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認	長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)に限る。以下この項及び91の項において同じ。)の場合	字句の追加 字句の追加

		<p>において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは(1)ア(7)又は(1)イ(7)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは(2)ア(7)又は(2)イ(7)に掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合</p> <p>ア及びイ (略)</p>
91	長期優良住宅の普及の促進に関	長期優良住宅 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該長期優

	<p>定の申請に対する審査</p>		<p>において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは(1)ア(7)又は(1)イ(7)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき又は建築行為を行わないときは(2)ア(7)又は(2)イ(7)に掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合又は建築行為を行わない場合</u> ア及びイ (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
91	<p>長期優良住宅の普及の促進に関</p>	<p>長期優良住宅</p>	<p>当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該長期優</p>	

する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

建築等計画の変更の認定申請手数料

良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じ、当該長期優良住宅建築等計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、90の項(1)ア(7)から(7)まで又は同項(1)イ(7)から(7)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(1)ア(7)又は同項(1)イ(7)に掲げる額）、当該長期優良住宅建築等計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、同項(2)ア(7)から(7)まで又は同項(2)イ(7)から(7)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(2)ア(7)又は同項(2)イ(7)に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があつた場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする

<p>する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築等計画等の変更の認定申請手数料</p>	<p>良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じ、当該長期優良住宅建築等計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、90の項(1)ア(7)から(7)まで又は同項(1)イ(7)から(7)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(1)ア(7)又は同項(1)イ(7)に掲げる額）、当該長期優良住宅建築等計画が住宅を増築し、若しくは改築する際に<u>認定を受けたもの又は建築行為を行わず認定を受けたものである場合</u>においては、同項(2)ア(7)から(7)まで又は同項(2)イ(7)から(7)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(2)ア(7)又は同項(2)イ(7)に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（</p>	<p>字句の追加</p>
			<p>字句の追加</p>
			<p>字句の改正</p>

			部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)
92 (略)			
93	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 2,300円
94から106まで (略)			

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表1の項の改正（「の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分に限る。）
- 2の項の改

			申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)	
92 (略)				
93	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき	2,300円
94から106まで (略)				

字句の追加

字句の追加

正（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分に限る。）並びに79の項、79の2の項、89の2の項及び89の3の項の改正 公布の日

(2) 別表1の項の改正（前号に掲げる改正を除く。）、2の項の改正（前号に掲げる改正を除く。）及び3の項の改正 令和6年4月1日

（提案理由）

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例（令和4年3月武蔵野市条例第11号）及び武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例（令和4年6月武蔵野市条例第15号）の施行による武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の改正並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）の施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正及び住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。